

第5号議案 特別決議について

タクシーの全面禁煙化実施に関する決議

- 1 タクシーは、公共交通機関として、「安全・安心・快適」な輸送が求められている。
- 2 タクシー車内での喫煙は、利用者と運転者の命と健康に重大な危害を与える。
- 3 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）防止に対する社会的要請が高まっており、全国47都道府県のうち35都府県においてタクシーの全面禁煙が実施されている。

以上により、平成21年度中のなるべく早い時期において、兵庫県下法人全タクシー車両の全面禁煙化を実施する。

以上決議する。

平成21年6月18日

社団法人兵庫県タクシー協会 平成21年5月通常総会

タクシーの全面禁煙について



禁 煙
No Smoking

淡路島のタクシーは8月5日から全面禁煙にさせていただきます

受動喫煙による利用者と乗務員の健康被害を防止し、車内空間の快適性の向上に努め、安全・安心・快適なタクシーをご提供します。

喫煙者の皆様には、ご不便をおかけすることになりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

(社)兵庫県タクシー協会